

平成19年度 がんプロフェッショナル養成プラン 審査基準

審査基準

(1) 観点ごとの評価基準

すべての観点について、以下の評価基準により審査する。

評価	評価基準
2	問題や不十分な点がまったくない。
1	一部に問題や不十分な点がある。
0	全般的に不十分であるか、一部に重大な問題がある。 あるいは、観点に関する取組や計画等がない。

必須の観点(「審査の観点」に記載の観点のうち、印のある観点)について、評価「0」の事項があった場合は選定されない。

(2) 加点

「(1) 観点ごとの評価基準」のほか、次の要件に合致するプログラムについては、以下のとおり加点する。

「がん医療に携わる専門のメディカル養成コース」において、養成するがん専門の職種(がん専門薬剤師、がん専門看護師、医学物理士、放射線治療品質管理士等)が2つ以上の場合

養成するがん専門の職種の数に応じて、2点を上限として加算
(例: 2つの場合 1点加算、3つ以上の場合 2点加算)

連携する大学がある場合

質の高いがん専門医等を養成し得る内容のプログラムを有する大学の数に応じて、2点を上限として加算
(例: 1大学の場合 1点加算、2大学以上の場合 2点加算)

連携する医療機関等がある場合

がん診療連携拠点病院や全国がんセンター協議会加盟施設の数に0.5を乗じた数の点数を、2点を上限として加算(端数切り捨て)
(例: 2機関と連携する場合 1点(2×0.5=1)加算)